

全社高障発第 200 号
令和 3 年 11 月 17 日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
会長 青木 佳之



地域包括支援センター・在宅介護支援センター従事者の
処遇改善について(要 望)

平素より、高齢者介護・福祉の増進、地域福祉の向上に向けて多大なるご尽力を
いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

地域包括支援センター・在宅介護支援センターは、地域における総合相談、権利
擁護、関係機関の連携、介護予防支援等の市町村事業を実施し、地域包括ケアの
中核的な担い手として機能しており、高齢社会の進展に伴い、地域共生社会の実
現を目指すうえで、その役割はますます重要となっております。

今般、介護などの現場で働く者の収入を増やすための公的価格の見直しの検討
が行われていますが、地域包括ケアを担う地域包括支援センター・在宅介護支援セ
ンター従事者が、ともに生きる豊かな地域社会づくりに向けてさらに力を発揮で
きるよう、以下のとおり要望します。

【要 望】

現在検討されている介護などの現場で働く者の処遇改善のための公的価格の
見直しにおいては、介護職員等に限定せず、地域包括支援センター・在宅介護支
援センターに従事する全ての職種を対象とし、国として、処遇改善の実現に必要
な措置を講じることを要望します。